

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第8号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 介護保険に関する事務

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和6年4月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>負担限度額認定の事務処理について改善を求めたもの</p> <p>負担限度額認定に当たっては、年金保険者からデータ連携される「非課税年金情報一覧」を介護保険システムに自動反映させることで、誤入力や処理漏れ等のリスクを回避するとともに、事務の効率化を図ることが可能であると考えられるが、システムへの自動反映を行っていなかった。</p> <p>【指摘事項1】 福祉局は、今後、区役所での事務処理誤りのリスクを低減させるとともに、事務作業の効率化を図るため、年金保険者からデータ連携される「非課税年金情報一覧」を介護保険システムに自動反映できるようにシステム改修に向けた課題等を整理・検討し、その検討結果の証跡を残されたい。 なお、上記のシステム改修等の実施により、本人からの申告に基づく非課税年金の確認漏れのリスクが生じる恐れがある場合は、確認漏れが生じないよう業務フローの見直し等についても検討されたい。</p>	<p>【1】 年金保険者からデータ連携される「非課税年金情報一覧」を介護保険システムに自動反映するためのシステム改修については、令和6年2月20日の区担当係長会で意見を聞いた上で、システム改修の実施時期等について検討し、令和6年3月19日の区係長会にて検討結果を報告したところである。 なお、システム改修に当たっては、システムに自動反映できない収入等申告における非課税年金額について、確認漏れが生じないよう、業務フローの見直しについても実施することとした。</p> <p>参考（今後の予定） 令和6年度 システム改修の予算要求 令和7年度 システム改修 令和8年度 事務運用開始</p>	措置済	令和6年3月19日
2	<p>高額介護サービス費受領委任払いの事務処理について改善を求めたもの</p> <p>高額介護サービス費受領委任払いの更新申請については、申請事務の必要性を勘案し、事務の効率化を検討することが可能であると考えられるが、本市においては、制度運用において、市民等の負担や事務負担を軽減するために見直し可能な手続かどうか、検討が十分に行われていなかった。</p> <p>【指摘事項2】 受領委任払いの申請事務の必要性と申請者や区の事務負担を勘案し、必要な事務が効率的に行われるよう、神戸市などの他都市事例も参考にしながら、事務手続の改善について検討されたい。</p>	<p>【1】 高額介護サービス費の受領委任払いについては、これまで大阪府国民健康保険団体連合会における独自の取組として、大阪府内の市町村における統一的な取扱いとして実施してきたところである。 しかしながら、当初申請と同一施設に入所中の場合は、申請内容にその他の変更事由がない限り、変更が生じないことから、申請者や区の事務負担軽減を図るため、他都市での取扱い事例も参考にし、令和6年2月20日の区担当係長会で意見を聞いた上で、更新申請を不要とする方針で事務手続の改善手法について検討し、令和6年3月19日の区係長会にて検討結果を報告したところである。 なお、事務手続の改善に当たっては、システム改修や要綱改正等についても実施することとした。</p> <p>参考（今後の予定） 令和6年度 システム改修、事務手続変更の周知等 令和7年度の更新時期より更新不要</p>	措置済	令和6年3月19日